生駒市条例第3号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第3 1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及 び第2条の規定による改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、平 成31年8月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同 日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。